

## ( 7 ) ( 財 ) 青い森振興公社

【担当：小渡委員、半田委員、工藤委員、三村委員】

### 1 法人の概要及び前回評価・提言の要旨

#### ( 1 ) 法人の概要

代表者	理事長 玉熊良悦（青森県農林水産部長）		
設立年月日	昭和45年4月1日		
資本金	20,000千円（うち青森県からの出捐20,000千円）		
役員・従業員	理事10人（うち常勤1人）、監事2人、正職員13人（うち県派遣職員5人）、非常勤職員2人、臨時職員2人		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	20,000	100.0
主な業務	分収造林事業（伐採収益を土地所有者4公社6の割合で分収する）		
主な収益	借入金収入、補助金収入		

#### ( 2 ) 前回の評価及び提言の要旨

##### ア 前回の評価の要旨

林業労働力確保、職員技術研修の実施等が行われ、管理システムの電算化も平成12年度から導入されているなど努力の跡が見られる。

分収造林の新規契約の中止、分収割合の見直し検討などの対応策がとられているが、更に既往の分収造林契約の解除を含む抜本的な対策を早急に検討すべきである。

##### イ 前回の提言の要旨

分収造林の継続は県民負担を加速度的に増大させるので、既に実施した事業も含め廃止することとし、その進め方について、直ちに検討を開始することを求める。

一方、広く環境財としての森林環境を充実させるための公社の役割を具体的に検討し、アクションプログラムとしてとりまとめることを求める。

## 2 今年度の検討結果の評価と所見

委員会は、当社の主要事業である分収造林事業及び森林の有する公益的機能、換言すれば環境財として一層の整備育成を期待される森林の担い手としての当社の在り方等について質疑と意見交換を行った。外部からも森林組合関係者から山林所有者・組合の考え方、現場実務の状況等についてお話を伺った。岩手大学の岡田秀二教授には森林の整備と分収造林事業について体系的な解説をいただいた。横浜国立大学の宮脇昭名誉教授からは、本来あるべき自然の森を再生、実現するため必要とされる基本的考え方、手法、海外の事情、さらに宮脇氏が国内外で実践されている数多くの事例について、詳細にご教示頂いた。深く謝意を表するものである。

### (1) 分収造林事業の見直し

分収造林事業が全国で開始された当時、住宅建築用木材の供給を将来にわたって確保することは、重要政策課題でもあり、本県においても例外ではなかった。また、「分収」という考え方は、山林所有者と作業者（周辺生活者）が森林の恵みを分かち合う方法として、さらに言えば、森林の有する公共的性格を私的利用、要するに、享受の方法論として、日本には伝統的なものであり、分収造林事業は、歴史的経験に拠り（当時の）今日的課題を解決する事業手法として構想・実施されたと言える。そして、その役割を十二分に果たすはずであった。

しかし、この事業手法は、成木となって伐採された木材の販売金額から伐採、搬出、販売の経費を控除した残余の金額の60%が、新植から成木までの主として借入金でまかなう全コストを上回り、かつ、成木が100%市場で販売されることを前提としてはじめて成立する。拡大する社会、経済、人口、したがって需要＝市場規模の拡大が、生産量の増大はもちろん、輸入材の増加量をも上回らなければ成立し得ない構造となっている。実際には、外部環境の変化、例えば、輸入材の増加により、国産材の需要は激減してきたが、この先の見通しは将来にわたってさらに厳しい。

なによりも、わが国における若令人口の急激な減少がある。18才人口に対し、3才人口はすでに半分近くまで減少しており、以後その傾向は続く。つまり、住宅の新規着工需要は大きく減少の一途をたどる。一方、住宅の材質は多様化・強度化し、住宅は長寿命化する。加えて、分収造林地のみならず全国の人工林でほぼ同時期から商品年齢に達する木材が急増し、市場に対して超供給過剰圧力となる。

需給ギャップが生じれば、分収造林事業は経営的に成立し得ず、動かし難い各種ファクターを総合すれば、この事業は構造的かつ膨大な潜在的赤字累増状態にあり、現時点で既に破綻していると判断しなければならない（補論4「分収造林事業と森林環境の効率的形成」参照）。

このことは、膨大な県費投入＝県民負担を不可避とするが、平成14年度より県よりの借入金の無利子化と過去債に係る利息の凍結が認められたため、「公社会計」については、利息が膨大に増加する構図はひとまず改善された。しかしこの改善は、公社

の帳簿上のことであって真の解決ではなく、利息負担が公社会計から県財政に移転されたに過ぎず、むしろ分収造林事業の経営実態が県民と関係者の目に見えにくくなるマイナスもある。

委員会は、平成12年度提言において分収造林に係わる将来の県民負担が1,700億円を上回る可能性に言及し、抜本的な対策の早急な検討を求めた。本年のヒアリングにおいて、委員会の求めに対し、所管部及び当公社は、多くの時間とエネルギーを要する資料を作成・提出するなど実務的で誠実に対応され、このことについては感謝する。しかし、委員会は次の3点に問題を認めたので指摘しておく。

ア 所管部及び公社は外部環境の変化によって、分収造林事業が経営的に成立不能状態に陥ったことに気付くのが遅かった。あるいは、気付き、認識したとすれば、県民の将来負担増大を回避するための行動開始が遅かった。すなわち、県民負担を最少とするために、外部環境の変化に対し、分収造林事業の新植中止などの政策変更の必要性に組織が即応していなかった。

イ 分収造林事業会計で全コストを回収出来ず赤字が発生した場合、赤字補填に県費を投入する可能性があることの重大性についての所管部・当公社の認識に関し、委員会は深刻な憂慮を覚える。また、県よりの有利子借入金の無利子化は、当公社の利息負担軽減にはなるが、一方で県財政への負担となり、結果として県民の負担は減少しない。所管部・当公社は、この事業に係わる県民の総負担を最小化するように、無利子化にとどまらず、公社事業を改善・洗練しなければならない。事業の将来予測についても、希望的条件は排除して検討し、より現実的なリスク対策を常に研究することを求めたい。

ウ 分収造林は、経済事業として成立することにより公共目的を全うする政策である。したがって、事業として成立するためのあらゆるファクターとその変化につき関心を持たなければならない。特に、生産された商品（木材）が市場で望ましい価格で販売されるために必要とされるあらゆる情報が収集・分析されなければならないし、販売競争に勝ち抜く体制が整備されていなければならない。有利に適時に販売されなければ、商品在庫としての成熟林は、金利コストを積み増すこととなる。いわば「メーカー」としての当公社（所管部）は、市場、さらに、木材の最終消費地点（製品として現場での使われ方）にまで目を注がなければならない。供給過剰マーケットで販売するには特にこの点が重要であることを所管部・当公社に対して強調しておきたい。

分収造林事業全体では、収支は均衡しないので、県民の将来負担を最少にしつつ、市場への木材供給のクロージングを果たすために、委員会は「抜本的」な対策を求めていたが、所管部・当公社の対応は昨年度提言における「評価」の域を出ず、新味がなく、積極的であるとは残念ながら認められない。これは、新たな抜本策を考えるにしても、分収造林事業の抱える問題が余りに重大であることの証左であるとも言える。

分収割合の見直し検討、間伐・枝打ち等の回数削減などの合理化、新植の中止などは継続して進んでおり、より具体化している。しかし、この事業が現時点の想定においても巨額の県民負担を不可避とするリスクを排除できないことから考えれば、もっと踏み込んだ対策を検討すべきと考える。さらに、マーケットの把握は十分とは言えず、一層注力する必要がある。

## (2) 環境材としての森林環境の充実

この課題は、青森県として、先進性を発揮しなければならない分野であるから、今日までの経験を活かし、加えて世界各地の森林生態学を学び、森林整備技術を導入し、ローコストで効率に優れた青森県版森林整備モデルを追求することが求められる。

特に、潜在自然植生に基づいて、内外多くの森の整備育成の実践を続ける宮脇名誉教授の手法は、多くの一般市民の参加によって行われるなど、県民が皆、青い森の住民であり、担い手であることを目指すうえでも有効な手法と思われるので、積極的に導入の仕方の検討を求めたい。

## 3 提言

当社は、平成15年4月に青森県農村開発公社と統合される。

平成14年度内に分収割合の思い切った見直し、育林作業の効率化について、さらに改善検討を進められたい。

さらに、分収造林事業が巨額の県民負担を不可避とするリスクを排除できないことを踏まえ、新植後の経過年数の少ない分収造林地における事業についても一部廃止を含む事業縮小を、最大限の誠実さと、積極性をもって検討することを求める。

環境材としての森林整備については、昨年と同様、当公社の役割とそれを果たすためのアクションプログラムを平成14年度内にとりまとめることを求める。

《所管部へ》

杉の将来の市場における需要と価格に厳しい予測があることは、否定できない。したがって、中長期的には、森林整備は混交林、複層林という環境財に比重が移ることになる。

問題は、杉の民有林に対する処置である。所管部は、限られた予算で、もっともコストパフォーマンスの優れた杉民有林への対応を早期に政策化すべきと考える。

一方、杉が従来考えられたようなペースで換金できる樹種でなくなったとすれば、当局は、山林所有者にそのことを正確に理解させ、その後のあるべき対応を導かなければならない。

木材生産の森から、水土保持など環境財としての森へ、経済的収益に大きな変化をもたらす森の位置付けの変化は、山林所有者のみならず、一般県民にも森との新たな関係

を求める。（一般県民については、宮脇方式のように具体的参加行動を可能にするものが望ましいと思われるので、再度、導入検討を求めたい。）このような森林環境保全に、積極的な熱意と意欲を持つ一般県民、さらには首都圏の人々までも含めて、森との関係を深めることは、和歌山方式のように山村地域の新しい社会開発の可能性をもたらすのである（和歌山方式については、補論4「分収造林事業と森林環境の効率的形成」参照）。

以上から所管部に対して、以下の3項目の実行を求める。

- (1) 所管部は、青森県森林・林業基本計画に基づく、新たな具体的施策とその実現プロセスを至急検討・公表し、その中で当公社にも担うべき役割を明確に付与すること。
- (2) 所管部は、当公社の財務諸表上に、本来、当公社が負担すべき利息負担でありながら、平成14年度からの措置により無利子化または利息凍結されたことによって、県財政に負担転嫁された金額を試算し（2年度以降は複利計算によらない単純累積額でもよい。）、これを注記するように指導すること。また中長期経営計画においても同様であること。
- (3) 所管部は、当公社の統合後の組織に対し、事業間の会計分離及び内部相互補助の禁止を厳守させること。